

商品名	・積立定期預金
-----	---------

ご利用いただけるお客様	・法人、個人
預入期間	・積立期間の定めがない自由型(個人のみ)と満期日を設定するタイプがあります。
預入方法等	・預入方法: 契約期間内で分割預入 ・預入金額: 1 回あたり 1,000 円以上 ・預入単位: 1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。
お利息	・適用金利: 固定金利 ・各分割預け入れ時における、預入日から最長お預かり期限(解約する時は満期日)の前日までの日数に応じた期日指定定期預金の店頭表示利率を適用します。 なお、預金利率については、窓口にお問い合わせ下さい。 ・利払方法: 満期日以後に一括して支払います。 ・計算方法: 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算。
税金	・個人のお利息には 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) ・法人の場合は総合課税になります。
中途解約のお取扱	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部法務課(9 時～17 時、電話:0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。 (9 時～17 時、電話:03-3517-5825) 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律センター(電話:093-561-0360) 久留米センター(電話:0942-30-0144)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。
その他	・個人の場合は、マル優の取扱いができます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算いたします。